

○一宮町複合施設建設推進委員会設置要綱

令和7年9月18日

告示第54号

(設置)

第1条 一宮町複合施設の建設に関し、総合的な見地から必要な事項を調査検討し、建設を推進するため一宮町複合施設建設推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査検討するものとする。

- (1) 建設の時期、適地の検討、規模及び内容、資金計画など複合施設の建設に関し必要な事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、関連する事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めるものとする。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認められるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、そ

の意見等を聴くことができる。

(報償)

第7条 会議の出席に係る委員の報償金は、半日額3,500円とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会について必要な事項は町長が定める。

附 則

この告示は、令和7年9月18日から施行する。

附 則 (令和7年10月28日告示第61号)

この告示は、令和7年10月28日から施行する。

別表

一宮町議会	議長
	副議長
	総務経済常任委員長
	厚生文教常任委員長
一宮町教育委員会	教育長
	教育長職務代理者
	教育委員 1名
一宮町子ども・子育て会議	会長
福祉関係団体の代表	一宮町社会福祉協議会会長
町職員	副町長
	総務課長
	福祉健康課長
	子育て支援課長
	教育課長
学識又は識見を有する者	建築、子ども・子育て支援、社会教育又は社会福祉に関し 優れた識見を有する者 4名以内